

令和 2 年度

徳島県労働委員会年報

徳島県労働委員会事務局

目 次

第1章	労働委員会の組織・会議	1
1	委員名簿	1
2	あっせん員候補者名簿	2
3	事務局職員名簿	3
4	会 議	4
	(1) 総 会	4
	(2) 公益委員会議	6
	(3) 連絡協議会及び諸会議	7
第2章	県内労働情勢	8
第3章	労働争議の調整	9
1	概 況	9
2	取扱事件一覧表	9
第4章	個別的労使紛争	10
1	労働相談	10
2	労働委員会委員による労働相談	11
	(1) 労働相談会	11
	(2) 駅前労働相談会等	11
3	あっせん	13
	(1) 概 況	13
	(2) 取扱事件一覧表	14
第5章	不当労働行為の審査	16
1	概 況	16
2	取扱事件一覧表	16
3	事件記録	16
第6章	労働組合の資格審査	18
1	概 況	18
2	取扱件数	18
第7章	地方公営企業等の労働関係に関する法律による認定告示	19
1	概況	19
2	認定告示の内容	19
第8章	広報活動	21
1	出前講座	21
2	PRポスターの作成及び活用	21
3	労働委員会パネル展	22

第1章 労働委員会の組織・会議

労働委員会は、労働者と使用者との間の争いを解決するための専門的な行政機関（行政委員会）で、労働組合法により国（中央労働委員会）と県（都道府県労働委員会）に設けられている。

労使紛争に係るあっせん等の調整（労働関係調整法）、不当労働行為の審査（労働組合法）、及び個別労働関係紛争のあっせん（個別労働関係紛争のあっせんに関する要綱）を通じ、正常な労使関係の確立を図るとともに、経済の発展に寄与することを使命としている。

1 委員名簿（第47期）

労働委員会は、労働組合から推薦された労働者を代表する者（労働者委員）、経営者の団体から推薦された使用者を代表する者（使用者委員）と労・使の委員が同意した学識経験者（公益委員）によって組織される。

委員は知事が任命し、任期は2年であり、会長と会長代理が置かれ、委員の互選によって公益委員の中から選ばれる。

自 令和元年6月1日
至 令和3年5月31日
(注) ◎会長 ○会長代理

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎豊永 寛二	弁護士	平成17. 6. 1～
	○島内 保彦	弁護士	平成20. 4. 1～
	米澤 和美	特定社会保険労務士	平成27. 6. 1～令和2. 7. 21
	真鍋恵美子	公認会計士	平成28. 5. 16～
	永本 能子	弁護士	平成30. 8. 16～
	宮本世志美	特定社会保険労務士	令和 2. 7. 22～
労働者委員	新居 良雄	全徳島建設労働組合書記長	平成19. 6. 1～
	原田 俊彦	全国一般徳島地方労働組合執行委員長	平成27. 6. 1～
	板東喜代子	日本労働組合総連合会徳島県連合会 中央地域協議会事務局長	平成29. 6. 1～
	小合 弘人	UAゼンセン徳島県支部長	令和元. 6. 1～
	島 和久	日本労働組合総連合会徳島県連合会 事務局長	令和元. 6. 1～
使用者委員	濱田 行雄	徳島県経営者協会専務理事	平成21. 6. 1～
	坂田千代子	(株)あわわ会長	平成25. 6. 1～
	中村 孝雄	(株)旭木工代表取締役社長	平成27. 6. 1～
	坂本 守	関西ピー・エス・コンクリート (株)代表取締役	平成29. 6. 1～
	中村 晃子	丸豊保険サービス(株)代表取締役	平成29. 6. 1～

2 あっせん員候補者名簿

労働委員会は、労働関係調整法に基づき、あっせん申請に即応できるよう、予め、あっせん員候補者として委嘱し、候補者名簿を作成している。

(令和3年3月末日現在)

氏 名	現 職
豊 永 寛 二	弁護士
島 内 保 彦	弁護士
真 鍋 恵美子	公認会計士
永 本 能 子	弁護士
宮 本 世志美	特定社会保険労務士
新 居 良 雄	全徳島建設労働組合書記長
原 田 俊 彦	全国一般徳島地方労働組合執行委員長
板 東 喜代子	日本労働組合総連合会徳島県連合会中央地域協議会事務局長
小 合 弘 人	U Aゼンセン徳島県支部長
島 和 久	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長
濱 田 行 雄	徳島県経営者協会専務理事
坂 田 千代子	(株)あわわ会長
中 村 孝 雄	(株)旭木工代表取締役社長
坂 本 守	関西ピー・エス・コンクリート(株)代表取締役
中 村 晃 子	丸豊保険サービス(株)代表取締役
脇 田 亮	労働委員会事務局長
川 村 美 樹	労働委員会事務局次長
倉 橋 伸 寿	労働委員会事務局調整課長
金 澤 利 彦	労働委員会事務局審査課長

3 事務局職員名簿

労働委員会事務局職員は、労働組合法に基づき、会長の同意を得て、知事が任命する。

(令和3年3月末日現在)

所 属	職 名	氏 名	入局年月日
	事務局 長	脇 田 亮	R2. 4. 1
	次 長	川 村 美 樹	R元. 5. 1
調 整 課	課 長	倉 橋 伸 寿	R2. 4. 1
	副 課 長 兼 課 長 補 佐	簗 手 基 治	R2. 4. 1
	主 任	森 崎 美 里	H27. 5. 1
審 査 課	課 長	金 澤 利 彦	R2. 4. 1
	副 課 長	岡 本 理 恵	R元. 5. 1
	主 査 兼 係 長	大 岩 恵 子	H28. 4. 1
	主 席	久 保 一 之	H30. 4. 1

令和2年3月31日 転出者

所 属	職 名	氏 名	入局年月日
	事務局 長	相 田 芳 仁	H30. 4. 1
調 整 課	課 長	栗 本 誠 治	R元. 5. 1
	副 課 長 兼 課 長 補 佐	吉 田 功	H27. 5. 1
審 査 課	課 長	山 口 久 文	H30. 4. 1

4 会 議

(1) 総 会

総会は、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員全員で構成される会議であり、当委員会では、原則として第2・第4木曜日（第36期から）に開催される定例総会と必要に応じ開催される臨時総会がある。

令和2年度においては、24回の総会が開催された。

回別	開催 月日	付 議 及 び 報 告 事 項
1609	4. 9	(1) あっせん員候補者の委嘱及び解任について (2) 2・調・1のあっせんについて (3) 2・個・1のあっせんについて (4) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和2年3月分)について
1610	4. 23	(1) 2・調・1のあっせんについて (2) 2・個・1のあっせんについて (3) 2・個・2のあっせんについて (4) 2・個・3のあっせん申請について (5) 2・個・4のあっせん申請について (6) 争議行為予告通知について
1611	5. 14	(1) 2・個・1のあっせんについて (2) 2・個・3のあっせんについて (3) 2・個・4のあっせんについて (4) 争議行為予告通知について (5) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和2年4月分)について
1612	5. 28	(1) 2・個・1のあっせんについて (2) 2・個・3のあっせんについて (3) 2・個・4のあっせんについて
1613	6. 10	(1) 2・個・5のあっせん申請について (2) 争議行為予告通知について (3) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和2年5月分)について
1614	6. 25	(1) 2・個・5のあっせんについて (2) 2・個・6のあっせん申請について (3) 地方公営企業等の職員のうち非組合員の範囲の認定・告示について (4) 争議行為予告通知について
1615	7. 9	(1) 2・個・5のあっせんについて (2) 2・個・6のあっせんについて (3) 地方公営企業等の職員のうち非組合員の範囲の認定・告示について (4) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和2年6月分)について
1616	7. 22	(1) あっせん員候補者の委嘱及び解任について (2) 2・個・5のあっせんについて (3) 2・個・6のあっせんについて
1617	8. 6	(1) 2・個・6のあっせんについて (2) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和2年7月分)について
1618	8. 27	(1) 2・個・6のあっせんについて (2) 争議行為予告通知について
1619	9. 10	(1) 2・個・6のあっせんについて (2) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和2年8月分)について
1620	9. 24	(1) 2・個・6のあっせんについて

回別	開催 月日	付 議 及 び 報 告 事 項
1621	10. 8	(1) 2・個・6のあっせんについて (2) 2・個・7のあっせん申請について (3) 2・個・8のあっせんについて (4) 争議行為予告通知について (5) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和2年9月分)について
1622	10. 22	(1) 2・個・7のあっせんについて (2) 2・個・9のあっせん申請について (3) 争議行為予告通知について
1623	11. 12	(1) 2・個・9のあっせんについて (2) 2・個・10のあっせん申請について (3) 2・個・11のあっせん申請について (4) 争議行為予告通知について (5) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和2年10月分)について
1624	11. 26	(1) 2・個・9のあっせんについて (2) 2・個・10のあっせんについて (3) 2・個・11のあっせんについて (4) 2・個・12のあっせん申請について (5) 争議行為予告通知について
1625	12. 10	(1) 2・個・10のあっせんについて (2) 2・個・11のあっせんについて (3) 2・個・12のあっせんについて (4) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和2年11月分)について
1626	12. 24	(1) 2・個・12のあっせんについて
1627	1. 14	(1) 2・個・12のあっせんについて (2) 2・個・13のあっせんについて (3) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和2年12月分)について
1628	1. 28	(1) 2・個・12のあっせんについて (2) 2・個・13のあっせんについて
1629	2. 10	(1) 2・個・12のあっせんについて (2) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和3年1月分)について
1630	2. 25	(1) 2・個・12のあっせんについて (2) 3・個・1のあっせん申請について (3) 3・不・1の不当労働行為事件の申立てについて (4) 争議行為予告通知について
1631	3. 11	(1) 2・個・12のあっせんについて (2) 3・個・1のあっせんについて (3) 3・個・2のあっせん申請について (4) 3・不・1の不当労働行為事件について (5) 争議行為予告通知について (6) 個別労働関係紛争に係る相談の状況(令和3年2月分)について
1632	3. 25	(1) 3・調・1のあっせん申請について (2) 2・個・12のあっせんについて (3) 3・個・1のあっせんについて (4) 3・個・2のあっせんについて (5) 3・不・1の不当労働行為事件について (6) 争議行為予告通知について

(2) 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで構成される会議であり、労働委員会規則第9条に掲げられる付議事項について協議する。

令和2年度においては、3回の公益委員会議が開催された。

回別	開催 月日	付 議 事 項
608	6.10	徳島県病院局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定手続きの開始について
609	6.25	徳島県病院局に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定について
610	3.25	(1) 第48期徳島県労働委員会労働者委員推薦に係る労働組合の資格審査について (2) 令和3年(不)第1号事件に係る労働組合の資格審査について

(3) 連絡協議会及び諸会議

労働委員会相互の間の連携を密にし、法の解釈、運用、事務の処理の統一を図るとともに、委員及び職員の資質向上等を図ることを目的とした全国的または地域的な連絡会議や研修会等に参加した。

会 議 名		開催月日	開催地
委員 会議	四国ブロック労働委員会会長連絡会議	5. 15	中止(※)
	全国労働委員会会長連絡会議	6. 12	中止(※)
	第108回四国労働委員会協議会総会	6. 19	中止(※)
	第5回今後の労働委員会の在り方検討小委員会	7. 3	WEB開催 (中労委主催)
	第62回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7. 13	中止(※)
	第38回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会	9. 8	中止(※)
	第6回今後の労働委員会の在り方検討小委員会	10. 5	WEB開催 (中労委主催)
	第75回全国労働委員会連絡協議会総会	11. 19～20	WEB開催 (中労委主催)
	全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会	11. 20	WEB開催 (中労委主催)
局長 会議	四国地区労働委員会事務局長連絡会議	5. 15	中止(※)
	全国労働委員会事務局長連絡会議	6. 11	中止(※)
課長 会議	四国地区労働委員会事務局審査・調整主管課長会議	9. 16	WEB開催 (香川県主催)
	全国労働委員会事務局審査・調整主管課長会議	11. 26	WEB開催 (中労委主催)
研修	2020年度労委労協中国・四国ブロック総会及び研修会	6. 11～12	中止(※)
	第1回徳島県労働委員会委員・職員研修会	7. 22	徳島市
	第2回徳島県労働委員会委員・職員研修会	10. 8	徳島市
	四国ブロック労働委員会事務局職員研修会	9. 16	WEB開催 (香川県主催)
	令和2年度公労使委員合同研修	9. 3	WEB開催 (中労委主催)
	令和2年度四国地区労使関係セミナー	10. 23	徳島市
	令和2年度公労使委員個別紛争専門研修	12. 2～3	WEB開催 (中労委主催)

(※)：新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

第 2 章 県内労働情勢

1. 令和 2 年の徳島県の一般労働市場における新規求人数は 37,074 人で、前年に比べ 6,905 人、率にして 15.7% 減少し、新規求職者数も 19,779 人で、前年に比べ 541 人、率にして 2.7% 減少した。この結果、新規求人倍率は 1.87 倍となり、前年を 0.29 ポイント下回った。また、有効求人倍率も、1.14 倍と前年を 0.28 ポイント下回った。

(参考：全国的情勢)

就業者数	6,676 万人 (前年比 48 万人減)
完全失業者数	191 万人 (前年比 29 万人増)
完全失業率	2.8% (前年比 0.4 ポイント上昇)
有効求人倍率	1.18 倍 (前年比 0.42 ポイント低下)

2. 月間現金給与総額は 293,256 円で、前年に比べて 0.4% の増となった。
3. 労働組合数は 424 組合で、前年の 431 組合に比べ、7 組合減少し、組合員数は 52,407 人で、前年の 52,144 人に比べ、263 人の増加となった。

第 3 章 労働争議の調整

1 概 況

令和 2 年度に取り扱った調整件数は、あっせん 2 件である。
規模別では、30 人未満 1 件、300～499 人 1 件となっている。

2 取扱事件一覧表

事件番号 調整区分 業 種	申請日 指名日 申請者	調整事項	事件の概要	終 結 日 終結状況 所要日数 調整回数	あっせん員
2 (調) 1 あっせん 教育・学 習支援業	2. 3. 18 2. 4. 1 労働組合	雇止めの 撤回	<p>組合員に、期間満了により更新しない旨の通知がなされたが、1 年毎の契約は更新されており、期限付き職員の雇用期間の上限を 5 年とする就業規則は、無期転換逃れの上限設定であるとして、雇止め撤回を求めてあっせん申請があったもの。</p> <p>使用者側は、組合員は感情の起伏が激しく、不安を抱えたまま雇用できないと主張した。</p> <p>あっせん員は、使用者側に金銭解決の提案をする意向はないか確認したが、使用者側に金銭提示の意思がなく、組合側も金銭解決を受け入れなかったため、双方歩み寄りの余地はないと判断し、あっせんで打ち切った。</p>	2. 4. 21 打切り (不調) 21日 1回	豊永 板東 濱田
3 (調) 1 あっせん 運輸業	3. 3. 12 3. 3. 12 労働組合	解雇の撤 回、超過 賃金の未 払分の支 払	<p>組合員 2 名は、1 年毎の契約が更新されてきたが、突然解雇を言い渡されたため、解雇撤回及び無期雇用の履行、さらに、雇用されて以降の割増賃金の支払いを求めてあっせん申請があったもの。</p> <p>(以後の手続は、翌年度へ繰り越された。)</p>	翌年度へ 繰越	宮本 原田 中村晃

第4章 個別的労使紛争

1 労働相談

令和2年度に取り扱った個別的労使紛争の労働相談（労働委員会委員による労働相談を含む。）の件数は210件である。

相談者については、労使別では、労働者側204件、使用者側6件、男女別では、男性92人、女性118人となっている。

相談方法は、来庁73件、電話117件、メール20件となっている。

相談内容は、解雇が53件で最も多く、次いでパワハラ・嫌がらせが41件、賃金未払27件となっている。

相談内容別取扱件数

(単位：件)

相談内容等	件数
実件数	210
経営又は人事	93
ア 解雇	53
イ 配置転換, 出向・転籍	6
ウ 復職	5
エ 懲戒処分	3
オ 退職	25
カ 勤務延長, 再雇用	
キ その他経営又は人事	1
賃金等	45
ク 賃金未払	27
ケ 賃金増額	
コ 賃金減額	3
サ 一時金	
シ 退職一時金	1
ス 解雇手当	1
セ 休業手当	7
ソ 諸手当	4
タ その他賃金	2
チ 年金(企業年金, 厚生年金等)	
労働条件等	46
ツ 労働契約	8
テ 労働時間	3
ト 休日・休暇	2
ナ 年次有給休暇	12
ニ 育児休業・介護休業	1
ヌ 時間外労働	2
ネ 安全・衛生	2
ノ 福利厚生制度	2
ハ 社会保険	3
ヒ 労働保険	5
フ その他の労働条件等	6
職場の人間関係	44
ヘ セクハラ	3
ホ パワハラ・嫌がらせ	41
その他	31
マ その他	31
総計	259

(注) 相談内容が複数の場合があるため、総計は実件数と一致しない。

2 労働委員会委員による労働相談

(1) 労働相談会

令和2年度に取り扱った労働委員会委員による労働相談（庁内労働相談，駅前労働相談等）の件数は30件である。

相談内容別取扱件数

(単位：件)

相談内容等	件数
実件数	30
経営又は人事	14
ア 解雇	8
イ 配転，出向・転籍	1
ウ 復職	1
オ 退職	4
キ その他経営又は人事	
賃金等	9
ク 賃金未払	7
コ 賃金減額	1
セ 休業手当	1
労働条件等	7
ツ 労働契約	1
テ 労働時間	1
ナ 年次有給休暇	1
ノ 福利厚生制度	1
ヒ 労働保険	1
フ その他の労働条件等	2
職場の人間関係	6
ヘ セクハラ	
ホ パワハラ・嫌がらせ	6
その他	4
マ その他	4
総計	40

(注) 相談内容が複数の場合があるため，総計は実件数と一致しない。

(2) 駅前労働相談会等

職場における労使関係の諸問題について広く相談を受けるとともに，労使関係紛争に関する情報を提供することにより，労使紛争の未然防止と早期解決を図るため，駅前労働相談会等を開催した。その実施状況は次のとおりである。

① 主催

県労働委員会ほか

② 対象者

県内に所在する事業所の労働者及び使用者

③ 日時・場所・相談員

内 容	日 時	場 所	相 談 員
駅前労働相談会	7. 19(日) 13:00～16:30	シビックセンター	1班：豊永・板東・濱田 2班：永本・島・中村（晃）
出張労働相談会 （南部）	10. 4(日) 13:00～16:00	阿南ひまわり会館	真 鍋・小合・濱田
出張労働相談会 （西部）	10. 25(日) 13:00～16:00	美馬市地域交流 センター	豊永・原田・坂本
合同労働相談会	12. 12(土) 13:00～16:30	シビックセンター	1班：島内・新居・濱田 2班：県社会保険労務士会， 徳島労働局雇用環境・均等室

※出張労働相談会は、10月の「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」の事業として開催。
 ※合同労働相談会は、徳島県個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（徳島労働局（主催）、県労働雇用戦略課、県労働委員会、法テラス、徳島地方裁判所、徳島県社会保険労務士会）の連携事業として開催。

④ 相談状況

相談件数は、7月の駅前労働相談会は労働者側からの相談が2件、10月の出張労働相談会は労働者側からの相談が2件（南部・西部各1件）、12月の合同労働相談会は労働者側からの相談が2件であった。

相談内容別取扱件数

（単位：件）

相 談 内 容 等	件 数
実 件 数	6
経 営 又 は 人 事	1
オ 退職	1
賃 金 等	2
ク 賃金未払	2
労 働 条 件 等	3
テ 労働時間	1
ヒ 労働保険	1
フ その他の労働条件等	1
職 場 の 人 間 関 係	1
ホ パワハラ・嫌がらせ	1
そ の 他	1
マ その他	1
総 計	8

（注）相談内容が複数の場合があるため、総計は実件数と一致しない。

3 あっせん

(1) 概況

令和2年度に取り扱った個別的労使紛争のあっせん件数は、前年度からの繰越1件と新規申請14件の計15件で、いずれも労働者側からの申請であった。

新規係属分のあっせん事項は、解雇が7件で最も多く、次いで賃金未払が4件、パワハラ・嫌がらせが2件となっている。

係属した15件のうち12件が終結し、3件が翌年度へ繰越となった。終結状況は、解決5件、打切り(不応諾)3件、打切り(不調)3件、取下げ1件となっている。

調整内容別取扱件数

(単位：件)

調整内容等	件数
実件数	14
経営又は人事	8
ア 解雇	7
キ その他経営又は人事	1
賃金等	6
ク 賃金未払	4
ス 解雇手当	1
セ 休業手当	1
労働条件等	2
ツ 労働契約	1
ナ 年次有給休暇	1
職場の人間関係	2
ホ パワハラ・嫌がらせ	2
その他	1
マ その他	1
総計	19

(注1) 新規係属分を計上した。

(注2) 調整内容が複数の場合があるため、総計は実件数と一致しない。

(2) 取扱事件一覧表

番号	業種	申請者	申請日	あつせん事項	終結日	終結状況	あつせん員	所要日数 あつせん回数
2(個)1	サービス業	労	2.3.18	解雇により受けた精神的損害に対する慰謝料及び逸失利益並びに解雇予告手当の支払	2.5.15	解決	島内 島中村(晃)	59日 1回
2(個)2	医療・福祉	労	2.4.9	未払となっている退職直前の賞与と退職金の支払	2.4.14	打切 (不応諾)	—	—
2(個)3	医療・福祉	労	2.4.16	解雇による逸失利益及び慰謝料の支払	2.5.18	打切 (不応諾)	永本 原田 坂田	33日 0回
2(個)4	医療・福祉	労	2.4.16	解雇による逸失利益及び慰謝料の支払	2.5.18	打切 (不応諾)	永本 原田 坂田	33日 0回
2(個)5	情報通信業	労	2.6.8	虚偽の発言による退職強要により退職せざるを得なくなったことに対する精神的経済的賠償の支払	2.7.10	打切 (不調)	永本 小合 中村(孝)	33日 1回
2(個)6	建設業	労	2.6.16	給与体系の確認及び確認された給与体系で生じる未払賃金の支払	2.9.30	解決	真鍋 板東 坂本	107日 2回
2(個)7	製造業	労	2.9.25	合理的理由でない解雇に対する慰謝料等の支払	2.10.15	解決	豊永 新居 中村(晃)	21日 1回
2(個)8	製造業	労	2.9.29	身に覚えのない理由による解雇通告によって受けた精神的損害に対する慰謝料等の支払	2.10.7	取下げ	島内 原田 中村(孝)	9日 0回

番号	業種	申請者	申請日	あっせん事項	終結日	終結状況	あっせん員	所要日数 あっせん回数
2(個)9	サービス業	労	2.10.15	身に覚えのない事を言われていることの具体的説明及び精神的打撃に対する慰謝料等の支払と職場復帰のための改善並びに年次有給休暇取得に対する対応の改善	2.11.17	打切(不調)	真鍋 島坂 坂田	32日 2回
2(個)10	運輸業	労	2.11.5	2か月分の給料を全額支払うこと、事故負担金の支払を求めないこと	2.12.7	解決	豊永 板東 中村(晃)	31日 1回
2(個)11	農業	労	2.11.5	解雇の撤回及び復職、未払賃金(残業代、休日、早退命令時の賃金)の支払	2.11.30	打切(不調)	宮本 新居 濱田	26日 1回
2(個)12	情報通信業	労	2.11.12	休業手当の支払	—	翌年度へ繰越	—	—
2(個)13	医療・福祉	労	2.12.24	解雇予告手当等の支払	3.1.27	解決	島内 板東 中村(孝)	35日 1回
3(個)1	サービス業	労	3.2.15	休職期間の延長	—	翌年度へ繰越	—	—
3(個)2	サービス業	労	3.3.9	精神的苦痛に対する損害賠償及び謝罪	—	翌年度へ繰越	—	—

第5章 不当労働行為の審査

1 概 況

(1) 取扱事件

令和2年度に取り扱った事件数は、本年度新規に申立てのあったもの1件であり、申立人別では、組合申立て1件である。

また、労働組合法第7条該当号別では、2号事件が1件である。

(2) 終結事件

令和2年度に終結した事件はない。

(3) 繰越事件

令和3年度に繰り越された事件は1件である。

(4) 再審査事件

係属中の再審査事件はない。

2 取扱事件一覧表

事件番号	申 立			終 結		審査 委員	参与 委員
	申立人	年月日	救済の内容	年月日	区 分		
3(不)1	組 合	3. 2. 16	1誠実団交の実施	3. 8. 10	取下げ	永本 宮本	小合 坂本

3 事件記録

令和3年（不）第1号事件

(本事件は令和3年8月の終結まで掲載。)

1 当事者

(1) 申立人 A組合

(2) 被申立人 B医院

2 請求する救済の内容（労働組合法第7条第2号）

(1) 被申立人は、申立人組合からの団体交渉開催申入れに対して、合理的理由を説明することなく開催日時を延期したり、また、団体交渉においては、賃上げや保険料負担等の要求に対し誠実に対応していない。申立人の団体交渉開催の申入れに対し、速やかに日程調整を行い早期に開催すること。

(2) 団体交渉においては、組合要求に対し、誠実に対応すること。

3 申立人の主張の要旨

被申立人は、申立人組合からの団体交渉開催申入れに対して、合理的理由を説明することなく開催日時を延期したことや、これまで開催された団体交渉において、申立人組合員の賃上げや保険料負担等の要求に対し誠実に対応しないことは、労働組合法第7条第2号の不当労働行為にあたる。

4 被申立人の主張の要旨

申立人組合からの団体交渉開催申入れ日から概ね1か月後位には団体交渉に応じていた。医院の予約状況や被申立人の体力の状況により、開催日が若干延びることもあったが、不当労働行為にはあたらない。

団体交渉においては、申立人組合の要求に対し、合理的な説明をするよう努め、開示できる資料は提示し、誠実に対応してきたことから、不当労働行為は存在しない。

5 処理経過

申立て以来、調査1回を実施したが、申立ては取り下げられた。

- (1) 申立て
令和3年 2月16日
- (2) 調査
令和3年 4月 9日 第1回
- (3) 取下げ
令和3年 8月10日
- (4) 所要日数
176日

6 担当委員

審査委員長	永本 能子
審査委員	宮本世志美
参与委員(労)	小合 弘人
参与委員(使)	坂本 守

7 終結内容

取下げ

第6章 労働組合の資格審査

1 概 況

令和2年度における取扱件数は、当年度に受け付けた8件であり、事由別では、不当労働行為1件及び委員推薦7件である。

処理状況は、不当労働行為1件及び委員推薦7件が適格決定され、8件が年度内に終了した。

2 取扱件数

申請区分	係 属 件 数			終 結 件 数				次 年 度 繰越件数
	前年度 繰 越	新 規 取 扱	計	取下げ 打切り	資 格 あ り	資 格 な し	計	
委員推薦		7	7		7		7	
救済申立		1	1		1		1	
法人登記								
計		8	8		8		8	

第7章 地方公営企業等の労働関係に関する法律による認定告示

1 概 況

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、令和2年度に認定告示したのは1件である。

2 認定告示の内容

(1) 徳島県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、徳島県病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、同職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和2年6月25日認定したので、次のとおり告示し、令和元年徳島県労働委員会告示第2号（地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき徳島県病院局職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定した件）は、廃止する。

令和2年7月7日

徳島県労働委員会

会長 豊 永 寛 二

勤 務 箇 所	労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者
本 局	1 病院事業管理者の職にある者 2 局長、副局長、次長、課長、政策調査幹、副課長及び課長補佐の職にある者 3 総務課の人事給与を担当する係長の職にある者 4 総務課の人事及び労務を担当する主任並びに主事の職にある者のうち総務課長の指定するもの

勤 務 箇 所	労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者
徳 島 県 立 中 央 病 院	1 病院長及び副院長の職にある者 2 事務局長，事務局次長及び課長（労務を担当する課長に限る。）の職にある者 3 医療局長，医療局次長及び部長の職にある者 4 薬剤局長の職にある者 5 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 6 看護局長及び看護局次長の職にある者
徳 島 県 立 三 好 病 院	1 病院長及び副院長の職にある者 2 事務局長及び事務局次長の職にある者 3 医療局長及び部長の職にある者 4 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 5 看護局長及び看護局次長（2人以上の看護局次長が置かれている場合にあっては，病院長の指定する看護局次長に限る。）の職にある者
徳 島 県 立 海 部 病 院	1 病院長及び副院長の職にある者 2 事務局長及び事務局次長の職にある者 3 医療局長及び医療局次長の職にある者 4 医療技術局長及び医療技術局次長の職にある者 5 看護局長及び看護局次長の職にある者

第8章 広報活動

1 出前講座

(1) 学生・生徒向け出前講座

これから就職あるいはアルバイトを行う高校生や大学・短期大学生を対象に、初歩的な労働法（ワークルール）の基礎知識を身につけてもらうとともに、労働相談窓口としての労働委員会を知ってもらうことを目的として、労働委員による「出前講座」を開催した。

開催校	開催日時	参加者数	説明者
徳島中央高等学校定時制課程夜間部	3. 1. 15 18:00～19:00	1～4年生 25名	真鍋・島・中村(孝)

なお、徳島大学医学部、同大学歯学部・薬学部、同大学総合科学部、鳴門教育大学における新入生オリエンテーション等の機会に、「出前講座」を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、新入生オリエンテーションの中止や規模縮小の措置がとられたことに伴い、「出前講座」が中止となったため、可能な学部等において、出前講座の資料等を配付していただいた。

(2) 「見て！知って！徳島県庁」（県庁舎見学＋ミニ講座等）

県庁舎見学に県の取組みを紹介するミニ講座等を組み合わせた「見て！知って！徳島県庁」（所管：監察評価課県庁ふれあい室）において、ミニ講座「労働コース」を希望する団体等に対して、ワークルールの基礎知識などについて講義した。

実施団体	開催日時	参加者数	説明者
城東高等学校	3. 3. 17 14:00～14:30	1年生 8名	豊永
相生中学校	3. 3. 19 14:30～15:10	2年生 15名	新居

2 PRポスターの作成及び活用

(1) PRポスターの作品募集

労働委員会の認知度向上のため、また労働委員会のPR活動の一環として、「徳島県労働委員会PRポスター」を作成することとし、県内の高校生、専門学校生、大学生を対象に、作品を募集した。

① 応募資格

県内の高校、専門学校、大学に在学中の方

② 募集締切

令和2年9月11日まで

③ 応募総数

32点

④ 表彰

最優秀賞 1点, 優秀賞 2点

⑤ 入賞者表彰式

令和2年10月22日(木) 午後5時から 徳島県庁



【最優秀賞】

3 労働委員会パネル展

労働委員会の役割や業務, 活動内容について, 県民の方々に広く知っていただくことを目的に, パネル展を実施した。

(1) 労働委員会紹介パネルの展示及び駅前労働相談会の広報

- ・期 間：令和2年7月6日(月)から7月17日(金)まで
- ・場 所：県庁1階 県民ホール

(2) PRポスター入賞作品及び労働委員会紹介パネルの展示, 出張労働相談会の広報(「個別労働紛争処理制度」周知月間の活動の一環として実施)

- ・期 間：令和2年10月19日(月)から10月30日(金)まで
- ・場 所：県庁1階 県民ホール